

見附市告示第 7 8 号

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱（平成 1 9 年見附市告示第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号を削る。

第 3 条第 7 号を削る。

第 4 条の表中事業承継支援事業の項を削る。

第 5 条中第 6 号から 8 号を削り、同条中第 9 号を第 6 号とする。

第 6 条第 2 項中「、同条第 2 号」を「及び同条第 2 号」に改め、「及び第 7 号」を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。